

## 渋谷区手話言語への理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、最近まで手話が言語として位置付けられていなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成23年に障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、また、平成26年に障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、手話が言語として位置付けられるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保及び拡大が図られなければならない旨が規定された。

このような状況にもかかわらず、手話が言語であることの認識が十分に共有されていないことや、障害の特性に応じた意思疎通手段を選択して利用できる環境が十分に整えられていないことで、日常生活又は社会生活を営む上で、不便を感じている人は少なくない。

よって、ここに、渋谷区は、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図ることにより、全ての区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進について基本理念を定め、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害の特性に応じた意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、触手話、拡大文字、平易な表現、ICT（情報伝達技術）機器その他の障害者が日常生活及び社会生活において必要とする情報及び意思の伝達手段をいう。
- (4) 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助者その他の障害者の意思疎通の支援を行う者をいう。
- (5) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。

(6) 事業者 区内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、全ての区民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

- 2 手話が言語であることへの理解の促進は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であって、手話を使い日常生活及び社会生活を営む者が大切に受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われなければならない。
- 3 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障害者の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要であることに鑑み、可能な限り、本人が選択する障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の機会が確保されることを基本として行われなければならない。

#### (区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話が言語であることへの理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (区民の役割)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害の特性に応じた意思疎通手段の活用により、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進
- (2) 障害の特性に応じた意思疎通手段が選択可能で、利用しやすい環境の整備
- (3) 障害の特性に応じた意思疎通手段による情報提供
- (4) 意思疎通支援者の確保及び養成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 区は、前項に掲げる施策を推進するに当たり必要があると認めるときは、障害者その他関係者から意見を聴取するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。